

女性相談事業

1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、配偶者、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置し、女性相談を実施
- (2) 弁護士や精神科医による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
 - ア 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
 - イ DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) DVについての理解を促すための普及啓発

3 平成23年度予算額

46,323千円

(担当課 青少年家庭課)